

事 務 連 絡

平成 27 年 6 月 26 日

各障害福祉サービス事業所・施設 ご担当者 様

奈良県健康福祉部障害福祉課長

(公 印 省 略)

### 平成 26 年度福祉・介護職員処遇改善（特別）加算の実績報告の提出について

平素より本県の障害福祉の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 26 年度に福祉・介護職員処遇改善（特別）加算の算定を受けた事業所等は、「福祉・介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 5 号）において示されているとおり、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月末日までに、福祉・介護職員処遇改善実績報告書を提出することとなっています。

つきましては、当該年度の実績報告の最終の加算の支払月が 5 月となることから、下記のとおり 7 月末日までに実績報告の提出を行っていただきますようお願いいたします。

記

#### 1. 提出期限

**平成 27 年 7 月 31 日（金）必着**

#### 2. 提出方法

郵送又は持参

【宛先】〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地

奈良県健康福祉部障害福祉課

自立支援係（障害福祉サービス事業所）

もしくは

療育係（障害児支援サービス事業所）

※郵送の場合：封筒に「平成 26 年度処遇改善加算実績報告書 在中」と明記してください。

※持参の場合：奈良県庁本棟 3 階障害福祉課までお越しください。

### 3. 提出書類

- (1) 福祉・介護職員処遇改善実績報告書（別紙様式5及び添付書類1～3（※））
- (2) 賃金改善所要額の積算根拠となる資料（別紙1、又は、任意の様式でも可）

※添付書類1～3の取り扱いについては以下のとおりです

- ・添付書類1については、必須となります。
- ・奈良市と奈良市以外にまたがって複数の事業所がある場合は、添付書類3を添付してください。
- ・他の都道府県にまたがって複数の事業所がある場合は、添付書類2・3を添付してください。

### 4. 各種様式

県障害福祉課ホームページに記載例と合わせて掲載しておりますので、下記の掲載場所よりダウンロードのうえ記入願います。

<掲載場所>

トップページ ⇒ 県の組織 ⇒ 障害福祉課 ⇒ トピックス ⇒ 2015年6月26日「平成26年度福祉・介護職員処遇改善（特別）加算実績報告について」

<アドレス>

<http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=1834>

### 5. 留意事項

- ・加算の算定要件は、賃金改善額が加算による収入額を上回ることであり、仮に下回る場合は、一時金等により追加で支払うなど、加算による収入全額を必ず賃金改善に充てるようにしてください。
- ・奈良市内に所在する事業所（障害児通所・入所施設は除く）は、奈良市への提出となりますので、様式・提出期限等の詳細については、奈良市障がい福祉課までお問い合わせください。

以 上

#### 【照会先】

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地

奈良県健康福祉部障害福祉課

(障害福祉サービス事業所) 自立支援係 TEL: 0742-27-8513

(障害児支援サービス事業所) 療育係 TEL: 0742-27-8517